

## 議案第4号

杉並区立すぎのき生活園条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成24年2月16日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区立すぎのき生活園条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区立すぎのき生活園条例（昭和62年杉並区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条の2第1号中「第5条第6項」を「第5条第7項」に改める。

第2条第1号イ中「第22条第5項」を「第22条第8項」に改める。

第4条第1項中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改める。

第2条 杉並区立身体障害者通所施設条例（平成4年杉並区条例第38号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「同条第13項」を「同条第14項」に改める。

第3条 杉並区立身体障害者通所施設条例の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「第5条第6項」を「第5条第7項」に、「同条第14項」を「同条第13項」に改める。

第3条第1号イ中「第22条第5項」を「第22条第8項」に改める。

第5条第1項中「第29条第3項」を「第29条第3項第1号」に改める。

第4条 杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例（平成元年杉並区条例第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「第6条の2第8項」を「第6条の3第8項」に、「第6条の3第1項」を「第6条の4第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

( 提案理由 )

障害者自立支援法及び児童福祉法の一部が改正されたことに伴い、所要の規定の整備を図る必要がある。

杉並区立すぎのき生活園条例等の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区立すぎのき生活園条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（事業）</p> <p>第1条の2 生活園は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>（1） 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第7項</u>に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）に関すること。</p> <p>（2） 略</p> <p>（利用することができる者）</p> <p>第2条 生活園を利用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>（1） 杉並区内に住所を有する者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>法第22条第8項</u>に規定する障害福祉サービス受給者証（生活介護に係るものに限る。）を交付されている者</p> <p>（2） 略</p> <p>（使用料等）</p> <p>第4条 生活園を利用する者は、<u>法第29条第3項第1号</u>に規定する障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サ</p>	<p>（事業）</p> <p>第1条の2 生活園は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>（1） 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）<u>第5条第6項</u>に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）に関すること。</p> <p>（2） 略</p> <p>（利用することができる者）</p> <p>第2条 生活園を利用することができる者は、次に掲げる者とする。</p> <p>（1） 杉並区内に住所を有する者で、次に掲げるもの</p> <p>ア 略</p> <p>イ <u>法第22条第5項</u>に規定する障害福祉サービス受給者証（生活介護に係るものに限る。）を交付されている者</p> <p>（2） 略</p> <p>（使用料等）</p> <p>第4条 生活園を利用する者は、<u>法第29条第3項</u>に規定する障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サ</p>

ービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を納めなければならない。

2 略

ービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を納めなければならない。

2 略

第2条による改正（杉並区立身体障害者通所施設条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（事業）</p> <p>第2条 通所施設は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>（1）障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第6項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第14項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）に関すること。</p> <p>（2）略</p>	<p>（事業）</p> <p>第2条 通所施設は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>（1）障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第6項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第13項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）に関すること。</p> <p>（2）略</p>

第3条による改正（杉並区立身体障害者通所施設条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（事業）</p>	<p>（事業）</p>

第2条 通所施設は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第7項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第13項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）に関すること。

(2) 略

（利用することができる者）

第3条 通所施設を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 杉並区内に住所を有する者で、次に掲げるもの

ア 略

イ 法第22条第8項に規定する障害福祉サービス受給者証（生活介護又は自立訓練に係るものに限る。）を交付されている者

(2) 略

（使用料等）

第5条 通所施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、法第29条第3項第1号に規定する障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額

第2条 通所施設は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 障害者自立支援法（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第5条第6項に規定する生活介護（以下「生活介護」という。）及び同条第14項に規定する自立訓練（以下「自立訓練」という。）に関すること。

(2) 略

（利用することができる者）

第3条 通所施設を利用することができる者は、次に掲げる者とする。

(1) 杉並区内に住所を有する者で、次に掲げるもの

ア 略

イ 法第22条第5項に規定する障害福祉サービス受給者証（生活介護又は自立訓練に係るものに限る。）を交付されている者

(2) 略

（使用料等）

第5条 通所施設を利用する者（以下「利用者」という。）は、法第29条第3項に規定する障害福祉サービスの種類ごとに指定障害福祉サービス等に通常要する費用（特定費用を除く。）につき、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額（その額

が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を納めなければならない。

2 略

が現に当該指定障害福祉サービス等に要した費用（特定費用を除く。）の額を超えるときは、当該現に指定障害福祉サービス等に要した費用の額）を納めなければならない。

2 略

第4条による改正（杉並区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(用語の定義)	(用語の定義)
第2条 略	第2条 略
2 略	2 略
3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であって、父母、児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第6条の3第8項</u> に規定する小規模住居型児童養育事業に従事している者及び同法 <u>第6条の4第1項</u> に規定する里親以外のものをいう。	3 この条例において「養育者」とは、次に掲げる児童を養育する（その児童と同居して、これを監護し、かつ、その生計を維持することをいう。）者であって、父母、児童福祉法（昭和22年法律第164号） <u>第6条の2第8項</u> に規定する小規模住居型児童養育事業に従事している者及び同法 <u>第6条の3第1項</u> に規定する里親以外のものをいう。
(1)～(3) 略	(1)～(3) 略
4 略	4 略